

障がいのある学生の支援(合理的配慮)申請手続きについて

本学は「学校法人文化学園 障がい学生支援規程」に基づき、修学上の支援（合理的配慮）について可能な範囲で方策を講じます。障がい等により修学上の配慮を必要とする場合は、以下の案内に従い申請してください。

対象となる学生（要支援学生）

以下の①②両方に該当すること

- ①身体障がい、発達障がい、精神障がいまたはその他の心身の機能障がいを含み、当該障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
- ②修学上の合理的配慮を希望している者。

※治療を並行しての修学継続が困難な状態の場合は、主治医に相談の上、治療や休養を優先してください。

※学業に向かえる状態にないと考えられる場合は面談等を実施の上、合理的配慮の調整を見合わせる場合があります。

合理的配慮にあたらぬ可能性が高い 対応の具体例

- ・成績評価において、評価基準の変更を行ったり、合格基準を下げたりすること。
- ・本来、授業において求められている教育目標を達成していないにもかかわらず合格とすること。
- ・欠席した授業を出席扱いにすること。
- ・配慮依頼文書の配付前に遡って対応・配慮を求めること。
- ・準備期間が極めて短い中での合理的配慮の調整・実施。
- ・授業の準備や運営が滞るほど、担当教員に過重な負担を与えること。
- ・授業の進め方の変更を行うことで、他の学生の学習機会が著しく損なわれること。
- ・財政・財務状況計画に影響を及ぼすような短期間における改修工事の実施。

留意事項

- ・合理的配慮を実施する科目担当教員や所属学部・学科等への確認を経て、配慮内容を決定します。ただし、希望する配慮が実施できない場合もあります。
- ・合理的配慮の内容は、その後の体調等に変化が生じた際、建設的対話の上で見直しを行うことができます。
- ・目的・内容・評価といった教育の本質の変更にあたるもの、大学の本来業務ではないものなどは合理的配慮の対象外となります。

申請方法と決定までの流れ

- ①学生生活支援室（A館4階）へ相談
※要予約。開室時間内に電話もしくは直接来室して予約。
- ②面談 ※希望の聴き取りと配慮内容案の作成。
- ③診断書・主治医の意見書等の提出
- ④配慮内容案の確認
※学生生活支援室と科目担当教員や所属学部・学科等との合理性の協議。
- ⑤配慮申請内容の決定
※学生生活支援室から申請者に配慮内容を説明し、申請書を完成。
- ⑥文化学園障がい学生支援委員会での承認
- ⑦配慮依頼文書の配付
※学生生活支援室より、科目担当教員、担任・副担任、所属の学部・学科・研究室の責任教員に配付します。
- ⑧実施に関する相談
※⑦に記載の配慮について実施方法を科目担当教員と相談してください。⑦により自動的に配慮実施となる訳ではありません。必ず申請者自ら相談してください。

申請締切

合理的配慮を希望する場合は、申請が必要です。

申請締切：前期は3月1日（新入生は4月7日）

後期は9月1日

※学期の途中でも申請できますが、申請後、配慮開始（各担当教員への配慮依頼文書配付）までには1か月程度かかります。遡っての配慮はできませんので、余裕をもって申請してください。

相談窓口

	学生生活支援室 <small>(なんでも相談室/だれでも談話室/学習サポート塾)</small>	または 学生課
場所	A館4階 (A041)	A館L階 (2階)
電話	03-3299-2274 / 2370	03-3299-2315
開室時間	月～金曜日 10:30～18:30 ※最終面接の受付時間は17:00	月～金曜日 9:00～17:00
予約方法	電話もしくは直接来室	電話もしくは窓口